



「配偶者控除」論争と 女性の労働

安倍政権は「女性の労働参加」のために、税や社会保障制度の見直しを表明しました。その際に、以前から議論のある「配偶者控除」も検討課題となりましたが、どこが問題なのでしょう。

配偶者控除が導入された背景

——三木さんは、配偶者控除の廃止には反対されておられますね。賛否の前にまず、この制度の意義と争点についてお話し下さい。この制度はいつ頃できたものなのでしょう。

三木 わが国で所得税が導入されたのが、明治20（1887）年ですが、

長い間、家族のことを配慮することではなく、大正9（1920）年に初めて扶養控除が導入されました。しかし、この控除の対象には妻は含まれていませんでした。家制度の下で、妻は扶養者としても認められていなかったわけです。ようやく昭和15（1940）年に、扶養控除の対象に認められました。もっとも、こ

の時期は戦争直前で、人口政策的なものであったと言われています。

——妻の分も税金を安くするから、子供を増やせ、ということですか？

三木 当時はそうだったようですね。しかし、戦争が終わってもそのまま扶養控除の対象に含まれてきました。昭和25（1950）年には、「家」の所得に課税する方式から、



個々人の所得に課税する「個人単位」方式に変わりましたが、その後も扶養控除の対象にされてきました。そこから独立して、配偶者控除制度が導入されたのは昭和36（1961）年でした。

——なぜ、独立できたのですか？

三木 当時、商店主など事業者の場合、妻が事業に専従すると給与相当額を夫の所得から控除できるようになっていました。給与所得者の場合はそれができないので、調整が必要だということで、配偶者控除を独立させ、扶養控除額より少し多めに控除できるようにしたのです。

——内助の功を認めた、というわけではないのですか？

三木 独立させたとき、扶養控除額だと7万円だったのを、配偶者控除では9万円と当時の基礎控除と同額にしました。扶養控除より少し高

と、政治家が言ったようですね。その後、配偶者控除は扶養控除や基礎控除と同額になって、今日に至っています。

思想の基本は憲法25条に

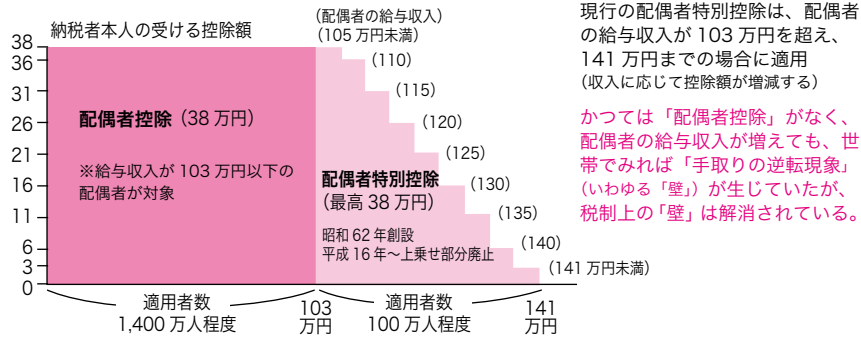
——ずいぶん政策的な制度のような気がします。

三木 確かに、そのような側面があり、この制度を批判する人たちは、なぜ配偶者のみを優遇するのか、あるいは専業主婦に家事労働をしてもらっているおかげで、家政婦等に支出をしないでいる男がさらに配偶者控除で自分の税金を安くできるのは二重の優遇ではないか、等の問題を指摘し、廃止論を展開していますね。しかし、これらの主張は、基本的なところで、税制を勘違いしているように思います。

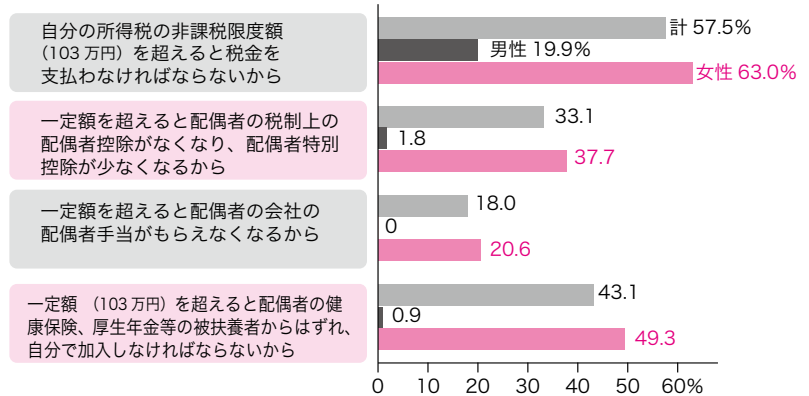
——どこがおかしいのですか？

三木 まず、家事労働に専念してい

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（所得税）



パート労働者が就労調整を行う理由（複数回答、計数は配偶者のいるものの数値）



り、夫婦の手取額がかえって少なくなるという問題ですが、昭和62（1987）年に配偶者特別控除が導入されたことにより、その問題は解消されています。

——えつ、もう解消されているのですか？

三木 テレビのワイドショーなどではまだあるかのような説明がされたりして、私も驚いてしまうのですが、税法上は解消しているのです。しかし、夫が勤める企業の配偶者手当が問題で、多くの企業では配偶者手当を出す基準に今もなお配偶者控除の103万円基準を使用しているため、現実にはなお残っていると言わざるを得ない面もあります。

さらに問題なのは、二つの控除を受けられる制度Bが、配偶者特別控除を導入したために、広がっていることです。具体的には、パートの収入が65万円以上の人から103万円

る人を前提にしておきましょう。この人に、所得はありますか？

——家事労働に専念しているなら、所得はないですね。

三木 そうなります。そうすると、無所得者には、国家は生活保障をしなければなりません。でも、国が支給することはありませんよね。なぜですか？

——それは家庭があるから……。

三木 そうです。婚姻中はお互いに扶助義務がありますから、これを前提に国は生活保障が不要になるわけです。すると、婚姻中は所得のある者がいない者の「健康で文化的な最低限の生活」のための支出を負担しなければなりません。「健康で文化的な最低限の生活」を憲法が保障しているのですから（25条、そのために支出には課税してはいけないのです。

所得ゼロの配偶者がいる夫婦の場合

合は所得のある者が、自分の健康で文化的な支出を「基礎控除」として、所得のない者の代わりに支出している分を「配偶者控除」として引いているだけなのです。

——専業主婦を優遇しているわけではない、ということですか？

三木 自分で働いて所得のある女性には「基礎控除」として控除し、所得のない専業主婦は、自分の分を配偶者の「配偶者控除」として引いているだけです。

これがこの制度の中心部分で、ここでは「制度A」と呼んでおきましょう。安易な廃止論により、この部分が失われたら困るので、私は反対論者として警鐘を鳴らしているのです。

——Aというなら、Bもあるのですか？

三木 そうなんです。この制度から

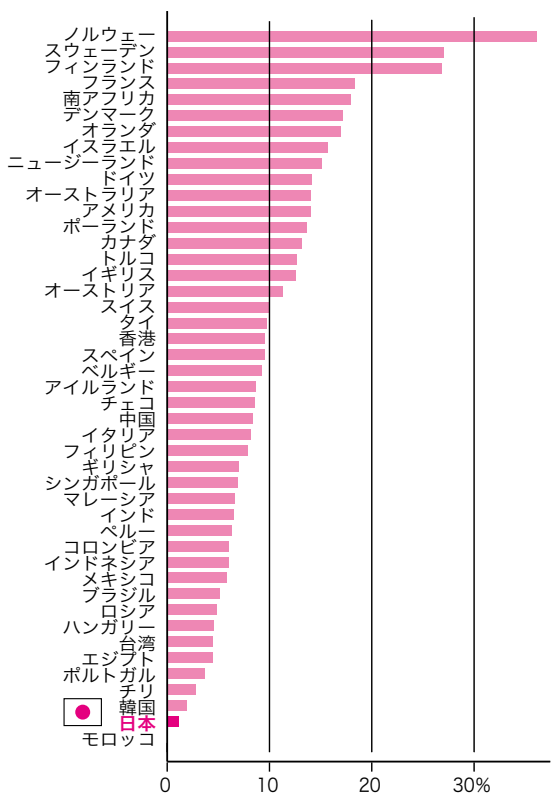
すると、所得のない人が中心で、所得を得たらその分控除額を減らす方法を採用すべきですが、所得税法は配偶者の所得が38万円までは配偶者控除の適用を認めてきました。

パートの場合、所得が38万円というのは、収入に直すと103万円になります（103万円—給与所得控除額65万円＝38万円）。所得が38万円の妻がいると、その夫は配偶者控除の適用を受け、しかも、妻はその38万円から自分の所得に対する基礎控除38万円を引くことができる（つまり税金はゼロ）ので、このケースだと夫と妻と二つの控除を適用できてしまうのです。これが制度Bです。

——それは103万円の壁のことですよね？

三木 103万円の壁というのは、それを1円でもオーバーしてしまうと配偶者控除が全額適用されなくな

各国の女性役員比率ランキング (2013年)



を超えて141万円の人までに対象が広がっているのです。

——なるほど、制度Bには問題があることは三木さんも認めている。廃止論者は、制度Bをなくせと言ってゐるのですか？

三木 そこがよくわかりません。廃止論者の中には、配偶者控除という名前自体が気に入らない人から、制度のAもBもひとまとめに廃止しろと言う人もいれば、制度Bが配偶者手当などにも悪い影響を及ぼしている、この際いったん廃止して、夫婦の場合には基礎控除を二人分適用できるようにすべきだ、と述べている人もあり、さまざまな議論が入り交じっています。

——廃止反対論者は？

三木 これもいろいろな意見が混じっているようですね。私のように、制度Aは憲法上の要請だから廃止するのは反対だが、Bは直した方

がよいという立場から、配偶者控除は子育てに必要なだから廃止反対と言うような立場までさまざまあるようです。

女性が働きやすくするには？

——廃止した場合、女性の働く環境はよくなるのでしょうか？

三木 先ほども述べたように、103万円の壁はすでないのです。それにもかかわらず、103万円で抑える人の中には、それ以上だと自分に所得税がかかることをいやがる人もいるようです。こういう考え方は、廃止の内容によりますが、配偶者控除を廃止したところで何も変わりません。

そもそも、女性の労働環境がよくなる、収入がきちんと保証される社会なら、誰も103万円など気にしないでしょう。ですから、今回の騒動をみていると、何か根底のところ

間違っているように思えてなりません。

——では、どうすべきだとお考えですか？

三木 税制については、配偶者控除という名称がそもそも誤解を与えてしまっているようなので、基礎控除に変える。そして、夫婦はどちらからでも二人分の基礎控除を引けるようにすればよいと思います。ですから、制度Bのみを廃止と言っている人あまり変わりなくなります。

また、女性の労働環境を変えたいためには、税制の前にはすべきことがあると思います。企業の環境を整えることです。企業がかわれば、それに応じて企業の周囲が変わり、家庭も変わっていきます。北欧社会を大きく変えたのは、一つの法律です。それは「企業の取締役の男女比を、男女ともに40%以上とすることを義務づけた」法律です。

いくら物分りのいい男性でも、男は男で女性のことはよくわかりません。私も、いまだに妻の言うことがよくわかりません。ですから、女性の問題は女性が解決する環境を作るべきで、企業社会では会社の中心に女性が半数を占めるべきです。そうすれば職場が変わり、職場が変われば、家庭が変わり、地域も変わります。表のランキングをみて下さい。日本は45カ国中44位です。安倍さんが、本当に日本を変えたいのなら、こういうことからやるべきではないでしょうか。